

議案第 65 号

杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和6年10月30日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和6年第4回区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区立高円寺図書館
- (2) 杉並区立コミュニティふらっと高円寺南
- (3) 杉並区立すぎはち公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

すぎはち共創グループ
世田谷区用賀四丁目10番1号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

杉並区立高円寺図書館、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南及び杉並区立すぎはち公園に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものである。